

令和元年11月

振込規定の一部改正について

J Aバンクでは、令和元年11月11日より、即時振込のお取扱い時間の拡大に伴い、振込規定について一部改正を致しますのでご案内申し上げます。

【改正内容】

振込規定を以下のとおり変更いたします。

4. (振込通知の発信)

(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。

ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

11. (手数料)

(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。

※改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。